

市民が主役のまちづくりのルール

「安城市自治基本条例」ができました



この条例は、まちづくりの基本理念や自治の基本原則などを定めたものであり、安市の憲法ともいべきものです。

市の最高規範として位置付けられ、他の条例、規則、計画など市政のあらゆる施策は、この条例に基づき実施されます。

この条例は、議会での審議を経て10月1日に公布されました。6か月の準備期間を経て来年4月1日から施行されます。

（前文（抜粋））

私たちには、この豊かな水と田園風景、進取の気風や共生共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた誇りや財産大切にしながら、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを創造し、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています。

そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手が必要です。

私たちは、市民が主役の自治の実現を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。

■市民が主役のまちづくりをすすめる仲間を募集。

「こんな仲間、KONO YUBI TOMARE!」

自治基本条例の素案をつくるために集まつた「あんき会」は、条例の公布をもって解散となりました。こんどは、いっしょに「安城市自治基本条例」を育て、いろいろな取り組みをすすめる仲間を募集します。

●活動内容 啓発イベ

ントの開催やリーフレット作成など、市民への周知を行う活動の企画・運営

●活動日時 月1～2回程度、平日の夜間に2時間程度

●応募資格 市内在住・在勤・在学または市内で活動している人

●応募方法 11月13日

（金までに住所・氏名・生年月日・連絡先（電話・ファックス・Eメール）を電話・ファックス・Eメールで企画政策課（☎⁷¹22004）／FAX⁷⁶1-1-12/kikaku@city.anjo.aichi.jp）

問▼企画政策課（☎⁷¹22004）

この条例は、「市民一人ひとりがお互いを大切にし、安全で安心して暮らせるまち」をみんなで育てていくための道具です。

だからこそ、「安城らしさ」や「公

後の活動」が何よりも大事だとわたしたちは考えてています。例え

ばどんなに良くできたごちそうも「作るひと」と「食べるひと」ととの思いが込み合ってこそ、最高のごちそうに仕上がるのではないか。このまちづくりのルールを、ぜひ「自分の事」として考えてみてください。あなたやわたしに何ができるでしょうか？

公布後もこの条例が行政や市民にどのように理解され、浸透し、活かされていくのかを、まちの主役である市民の力で検証し、育て、見守つていましょう。（金原建和さん）



「あんき会」会員の金原さん